予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。 介護予防サービス等の事業の人員、 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護

平成二十五年三月二十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県規則第二十四号

並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、 防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項 設備及び運営並びに指定介護予

る条例施行規則

1

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 介護予防訪問介護 (第五条—第二十三条)

第三章 介護予防訪問入浴介護 (第二十四条—第二十六条)

第四章 介護予防訪問看護 (第二十七条—第二十九条)

第五章 介護予防訪問リハビリテーション(第三十条・第三十一条)

第六章 介護予防居宅療養管理指導(第三十二条·第三十三条)

第七章 介護予防通所介護 (第三十四条—第三十九条)

第八章 介護予防通所リハビリテーション (第四十条—第四十三条)

第九章 介護予防短期入所生活介護 (第四十四条—第五十七条)

第十章 介護予防短期入所療養介護(第五十八条—第六十五条)

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護(第六十六条―第七十八条)

第十二章 介護予防福祉用具貸与(第七十九条—第八十五条)

第十三章 特定介護予防福祉用具販売 (第八十六条-第八十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、 二十四年広島県条例第六十九号。 めるものとする。 サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関 以下「条例」という。)の施行に関し、 設備及び運営並びに指定介護予防 必要な事項を定

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等)

条例第九条(条例第三十一条、条例第四十条、 条例第四十六条、 条例第五十六条、

う。 おいて「電磁的方法」という。)であって次に掲げる方法により提供する方法とする 込先事業者」という。)の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい 当該利用申込者から介護予防サービスの提供の申込を受けた者 五条第一項及び条例第百八十二条第一項の規則で定める方法は、 条例第百六条(条例第百二十六条、条例第百三十五条及び条例第百四十四条(条例第百五 条例第百九十五条、条例第二百条及び条例第二百七条において準用する場合を含む。 の希望に基づき、 条例第六十五条、 七条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。 以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下この条に 電子情報処理組織(利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と 条例第七十三条、条例第八十四条、 条例第九十一条、条例第九十七条、 (以下この条において 利用申込者又はその家族)、条例第百六十 中

- 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げる方法
- 用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、 電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 電磁的記録を申込先事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の 受信者の使用に係る
- 口 る方法 はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録す 録を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又 申込先事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記
- 実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録 を交付する方法 磁気ディスク、 シー • ディ 1 ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確 いした物
- 申込先事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 合には、前項第一号ロに掲げる方法による提供をしようとする申込先事業者は、 利用申込者又はその家族が第四項の承諾をし、又は当該承諾をしない旨の 申出をした場 その旨を
- 3 ることにより文書を作成することができるものでなければならない。 第一項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力す
- は電磁的方法による承諾を得なければならない。 込者又はその家族に対し、 申込先事業者は、第一項の方法による提供をしようとするときは、 次に掲げる事項を示し、 当該方法による提供についての文書又 あらかじめ、 利用申
- 第一項各号に規定する方法のうち申込先事業者が使用する方法
- 一 ファイルへの記録の方式
- と認められる重要事項を文書を交付する方法により明示 その家族 前項の承諾を得た申込先事業者は、 から文書又は電磁的方法により第一項の方法による提供を受けない旨の申出があ 当該利用申込者又はその家族に対し、 当該承諾を得た後であっても、 利用申込者のサービスの提供に資する しなければならな 当該利用申込者又は

(介護予防サービス計画に含まれる計画

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。 条例第二百条及び条例第二百七条において準用する場合を含む。 例第百四十四条(条例第百五十七条において準用する場合を含む。)、条例第百九十五条 第百十三条(条例第百二十六条において準用する場合を含む。)、 条例第六十五条、 十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画とする。 条例第十三条(条例第三十一条、条例第四十条、 条例第七十三条、 条例第八十四条、 条例第九十一条、第九十七条、 以下 条例第四十六条、条例第五十六条 「法施行規則」という。 \smile 条例第百三十五条、条 の規則で定める計画は

第二章 介護予防訪問介護

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第五条 問介護の提供の申込みを受けた場合には、当該利用申込者に係る要支援認定の申請が行 れているかどうかを確認しなければならない。 指定介護予防訪問介護事業者は、 要支援認定を受けていない者から指定介護予防訪
- の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の申請が行われていない場合は、当該利用 中込者
- 3 援認定の更新の申請が、 利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者の要支 の三十日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。 遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日 がが

(心身の状況等の把握)

第六条 をいう。以下同じ。 者に係るサービス担当者会議(条例第十八条第三項第三号に規定するサービス担当者会議 ービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 指定介護予防訪問介護事業者は、)等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、 他の保健医

(介護予防支援事業者等との連携)

- 第七条 努めなければならない。 予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に 指定介護予防訪問介護事業者は、 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、
- 者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連 者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、 携に努めなけ 指定介護予防訪問介護事業者は、 ればならない。 指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、 当該利用者に係る介護予防支援事業

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

る旨を市町村に届け出ること等により、 申込者が法第五十三条第一項の厚生労働省令で定める場合に該当しないときは、 込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼す 指定介護予防訪問介護事業者は、 指定介護予防訪問介護の提供 介護予防サー ビス費の支給を受けることができる の開始に際 当該利用

旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サ ビス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第九条 ばならない。 場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなけれ 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する

(身分を証する書類の携行)

ければならない。 回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、 指定介護予防訪問介護事業者は、 訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、 これを提示すべき旨を指導しな

(サービスの提供の記録)

第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、 載しなければならない。 な事項を、 条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要 指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、 当該利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記 指定介護予防訪問介護を提供 当該指定介護予防訪問介護について法第五十三 した際には、

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予 ければならない。 費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しな 防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、

(利用者に関する市町村への通知)

- 第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、 遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合
- 支援状態の程度を増進させたと認められる場合 正当な理由なく指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、 又は受けようとした場合

(勤務体制の確保等)

- 第十四条 体制を定めておかなければならない。 提供することができるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、 指定介護予防訪問介護事業者は、 利用者に対し、 適切な指定介護予防訪問介護を 訪問介護員等の勤務の
- 防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならな 指定介護予防訪問介護事業者は、 指定介護予防訪問介護事業所ごとに、 当該指定介護予
- 3 機会を確保しなければならない。 指定介護予防訪問介護事業者は、 訪問介護員等に対し、 その資質の向上 0 ため 0) 研修 \mathcal{O}

(衛生管理等)

- 必要な管理を行わなければならない 指定介護予防訪問介護事業者は、 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態に つい
- 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等に 衛生的な管理に努めなければならない。

(重要事項の掲示)

- 第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やす の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 条例第十九条に規定する重要事項に関する規程の概要、 (広告) 訪問介護員等の勤務の体制その ٧١ ・場所に、
- 第十七条 る場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。 指定介護予防訪問介護事業者は、 指定介護予防訪問介護事業所について広告をす

(地域との連携)

第十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、 なければならない。 からの苦情に関して市町村が行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努め 提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者

(会計の区分)

第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分 ればならない。 するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなけ

- 第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、 整備しておかなければならない。 設備、 備品及び会計に関する諸記録を
- 次の各号に掲げる記録を整備し、 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する 介護予防訪問介護計画 当該介護予防訪問介護計画の計画期間の終了日 当該各号に定める日から二年間保存しなければならない
- 終了日 条例第十四条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定する
- た日 条例第二十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了し
- 該記録に係る対応を終了した日 条例第二十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当
- 五. (介護予防を効果的に行うための留意点 第十三条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日
- 次に掲げる事項に留意しながら指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。 指定介護予防訪問介護事業者は、 介護予防の効果を最大限に高める観点から、

- 柔軟なサービスの提供に努めること。 定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、 に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 十条第七号に規定するアセスメントをいう。 八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。 介護予防支援におけるアセスメント (指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び 以下同じ。)において把握された課題、指 効率的かつ)第三
- 慮するとともに、 の可能性についても考慮すること。 自立支援の観点から、 利用者の家族、 利用者が、 地域の住民等による支援及び他の福祉サービスの利用 可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配

(管理者の責務)

第二十二条 従業者にこの章に規定する事項を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、 当該指定介護予防訪問介護事業所

(基準該当介護予防訪問介護の事業に関する準用)

第二十三条 三条」とあるのは「第二十三条において準用する第十三条」と読み替えるものとする。 のは 第十四条」と、同項第三号中「条例第二十三条第二項」とあるのは「条例第三十一条にお 予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十二条中「法定代理受領サービスに該当 防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護 問介護の事業について準用する。この場合において、第十一条中「内容、当該指定介護予 いて準用する条例第二十三条第二項」と、同項第四号中「条例第二十四条第二項」とある 十条第二項第二号中「条例第十四条」とあるのは しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第十六条中 「条例第十九条」とあるのは「条例第三十一条において準用する条例第十九条」と、第二 「条例第三十一条において準用する条例第二十四条第二項」と、 第五条から第七条まで及び第九条から前条までの規定は、 「条例第三十一条において準用する条例 基準該当介護予防訪 同項第五号中「第十

第三章 介護予防訪問入浴介護

- 第二十四条 記録を整備しておかなければならない。 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸
- ならない。 に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、 利用者に対する指定介護予防訪 当該各号に定める日から二年間保存しなけ 問入浴介護 $\widehat{\mathcal{O}}$ れば
- 内容等の記 条例第四十条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的 録 当該記録に係るサービスを提供した日 なサ E ス \mathcal{O}
- 当該記録に係る対応を終了した日 条例第四十条において準用する条例第二十三条第二項に規定する苦情の内容等の
- 条例第四十条において準用する条例第二十四条第二項に規定する事故の状況及び事故

に際して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

係る対応を終了した日 次条において準用する第十三条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に

(準用)

第二十五条 する。 等」と、第十六条中「条例第十九条」とあるのは 及び備品等」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品 定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第十五条中「設備 の事業について準用する。この場合において、第十条及び第十四条から第十六条までの規 第五条から第十九条まで及び第二十二条の規定は、指定介護予防訪問入浴介護 「条例第三十九条」と読み替えるも

(基準該当介護予防訪問入浴介護の事業に関する準用)

第二十六条 条例第四十六条」と、同項第四号中「次条」とあるのは 条」と、第二十四条第二項第一号から第三号までの規定中「条例第四十条」とあるのは「 第十六条中「条例第十九条」とあるのは「条例第四十六条において準用する条例第三十九 」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、 」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第十五条第二項中「設備及び備品等 のは「内容」と、第十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護 問入浴介護従業者」と、 第十条及び第十四条から第十六条までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪 三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とある の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、 第五条から第七条まで、第九条から第十九条まで、第二十二条及び第二十 第十一条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十 「第二十六条」と読み替えるもの -四条

第四章 介護予防訪問看護

(介護予防支援事業者等との連携)

- 第二十七条 携に努めなければならない 介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、
- 携に努めなければならな 者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、 に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、 主治の医師及び介護予防支援事業者

- 第二十八条 を整備しておかなければならない。 指定介護予防訪問看護事業者は、 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸記録
- 指定介護予防訪問看護事業者は、 利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する

の各号に掲げる記録を整備し、 条例第五 十九条第二項に規定する主治の医師による指示の文書 当該各号に定める日から二年間保存しなければならな 当該指示によるサ

介護予防訪問看護計画書 当該介護予防訪問看護計画書の計画期間の終了

ビスの提供を終了

した日

- 介護予防訪問看護報告書 当該介護予防訪問看護報告書を主治 の医師に提出 た日
- の内容等の記録 条例第五 十六条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサー 第二号に規定する終了 ・ビス
- 五. 条例第五十六条において準用する条例第二十三条第二項に規定する苦情 当該記録に係る対応を終了した日 の内 [容等の 記
- 六 故に際して講じた措置の記録 条例第五十六条において準用する条例第二十四条第二項に規定する事故の状況及び事 当該記録に係る対応を終了 た 日
- 七 係る対応を終了した日 次条において準用する第十三条の規定による市町村への通知に係る記録 記録に

(準用

第二十九条 とあるのは「条例第五十五条」と読み替えるものとする。 までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、 第四十八条第一項に規定する看護師等をいう。以下同じ。) るのは「心身の状況、病歴」と、 予防訪問看護の事業について準用する。 第五条、第六条、第八条から第十九条まで及び第二十二条の規定は、指定介護 第十条中「訪問介護員等」 この場合において、 とあるのは「看護師等 第六条中「心身の状況」とあ 」と、第十四条から第十六条 第十六条中 「条例第十九条」

第五章 介護予防訪問リハビリテーション

- 第三十条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、 関する諸記録を整備 しておかなければならない。 従業者、 設備、 備品及び会計
- 二年間保存しなければならない。 ビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、 利用者に対する指定介護予防訪問リ 5 ハ
- 介護予防訪問リ 期間の終了 自 ハビリテーション計画 当該介護予防訪問リハビリテーション計 \mathcal{O}
- の内容等の記録 条例第六十五条において準用する条例 前号に規定する終了日 第十四条に規定する提供した具体的なサー ビ ス
- 条例第六十五条におい 当該記 録に係る対応を終了した日 て準用する条例第二十三条第二項に規定する苦情 0 內容等 0 記
- 条例第六十五条において準用する条例第二十四条第二項に規定する事故の状況及び事 して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了 した日
- 五. 次条において準用する第十三条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に

係る対応を終了した日

(準用)

第三十一条 条」と読み替えるものとする。 とあるのは「理学療法士等」と、第十六条中「条例第十九条」とあるのは 法士等をいう。以下同じ。)」と、第十四条から第十六条までの規定中「訪問介護員等」 この場合において、 及び第二十七条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。 「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等(条例第六十一条第一項に規定する理学療 第五条、第六条、第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十二条 第六条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、 病歴」と、 「条例第六十四

第六章 介護予防居宅療養管理指導

(記録の整備)

- 第三十二条 る諸記録を整備しておかなければならない。 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、 従業者、 設備、 備品及び会計に関す
- なければならない。 導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存し 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、 利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指
- の内容等の記録 条例第七十三条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサー 当該記録に係るサービスを提供した日 ・ビス
- 条例第七十三条において準用する条例第二十三条第二項に規定する苦情の内容等の記 当該記録に係る対応を終了した日
- 故に際して講じた措置の記録 条例第七十三条において準用する条例第二十四条第二項に規定する事故の状況及び事 当該記録に係る対応を終了した日
- 係る対応を終了した日 次条において準用する第十三条の規定による市町村への通知に係る記 録 当該記録に

(準用)

第三十三条 第十六条中「条例第十九条」とあるのは「条例第七十二条」と読み替えるものとする。 療養管理指導従業者」と、第十条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは 場合において、第六条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第 及び第二十七条の規定は、 十条及び第十四条から第十六条までの規定中「訪問介護員等」とあるのは 第七章 第五条、第六条、第十条から第十六条まで、第十八条、 介護予防通所介護 指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。 第十九条、第二十二条 「利用者」と、 「介護予防居宅

勤務体制の確保等)

第三十四条 を定めておかなければならない。 を提供することができるよう、 指定介護予防通所介護事業者は、 指定介護予防通所介護事業所ごとに、 利用者に対し、 適切な指定介護予防通所介護 従業者の勤務の

- だし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。た 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者に対し、 の研修の機会を確保しなければならない。 その資質の向上のた

(衛生管理等)

- 第三十五条 指定介護予防通所介護事業者は、 ならない。 は飲用に供する水について、 衛生的な管理に努め、 利用者の使用する施設、 又は衛生上必要な措置を講 食器その他 なけ の設 れば 備又
- 生及びまん延の防止のため、 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所における感染症の 必要な措置を講じるよう努めなければならない

(記録の整備)

- 第三十六条 を整備しておかなければならない。 指定介護予防通所介護事業者は、 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸記録
- 次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する
- 介護予防通所介護計画 当該介護予防通所介護計画の計画期間の終了日
- の内容等の記録 条例第八十四条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサー 前号に規定する終了日 ビス
- 条例第八十四条において準用する条例第二十三条第二項に規定する苦情の内容等の 当該記録に係る対応を終了した日 記
- 故に際して講じた措置の記録 条例第八十四条において準用する条例第二十四条第二項に規定する事故の状況及び事 当該記録に係る対応を終了した日
- 五. 係る対応を終了した日 次条において準用する第十三条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に

(準用)

第三十七条 」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。 おいて、第十六条中 で及び第二十二条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。 第五条から第九条まで、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十九条ま 「条例第十九条」とあるのは 「条例第八十一条」と、 「訪問介護員等 この場合に

(介護予防を効果的に行うための留意点)

- 次に掲げる事項に留意しながら指定介護予防訪問介護の提供を行わなければならな 指定介護予防通所介護事業者は、 介護予防の効果を最大限に高める観点
- 供に努めること。 介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、 課題に係る改善状況等を踏まえつつ、 効率的 カュ 指定介護予防通所介護 つ柔軟なサー ス

- の適切なものを提供すること。 上に係るサー 機能の向上に係るサー ビスの提供に当たっては、 ・ビス、 栄養の改善に係るサービス又は口 文献等において有効性が確認されて 腔 いること等 の機能の向
- うサービスの提供は行わないこととするとともに、条例第八十七条の規定により安全管 理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限の配慮をすること。 利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴

(基準該当介護予防通所介護の事業に関する準用)

第三十九条 五号中「次条」とあるのは「第三十九条」と読み替えるものとする。 二号から第四号までの規定中「条例第八十四条」とあるのは「条例九十一条」と、 」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、 十六条中「条例第十九条」とあるのは「条例第九十一条において準用する条例第八十一条 スに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第 ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十二条中「法定代理受領サービ 定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受 護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第十一条中「内容、 十九条まで、第二十二条、第三十四条から第三十六条まで及び前条の規定は、基準該当介 第五条から第七条まで、第九条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第 第三十六条第二項第 当該指 同項第

第八章 介護予防通所リハビリテーション

(衛生管理等)

- 第四十条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、 講じるとともに、 他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、 医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 又は衛生上必要な措置を
- なければならない。 彐 ン事業所における感染症の発生及びまん延の防止のため、 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテ 必要な措置を講じるよう努め

- 第四十一条 関する諸記録を整備しておかなければならない。 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、 従業者、 設備、 備品及び会計
- 二年間保存しなければならない。 ビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、 利用者に対する指定介護予防 当該各号に定める日から 通 所 Ű
- 画期間の終了 介護予防通所リ ハビリテー ショ ン計 画 当該介護予防通 所 IJ ハビリテー シ 彐 計 画 \mathcal{O}
- 記録 十七条におい 前号に規定する終了日 て準用する条例第十四条に規定する提供した具体的 なサ ピ ス
- 条例第九十七条において準用する条例第二十三条第二項に規定する苦情の内容等の記

録 当該記録に係る対応を終了した日

兀 故に際して講じた措置の記録 条例第九十七条において準用する条例第二十四条第二項に規定する事故の状況及び事 当該記録に係る対応を終了した日

五. 係る対応を終了した日 次条において準用する第十三条の規定による市町村への通知に係る記録

(準用)

第四十二条 第五条、 」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十六条中「条例第十九条」とあるのは「条例第 理を代行する者を含む。)」と、第三十四条第三項中「介護予防通所介護従業者」とある と、第二十二条中「管理者」とあるのは「管理者(条例第九十五条第一項の規定により管 九十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」 リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第六条中「心身の状況 は「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。 八条、第十九条、第二十二条、 第六条、第八条、 第二十七条及び第三十四条の規定は、指定介護予防通所 第九条、第十一条から第十三条まで、

(介護予防を効果的に行うための留意点)

第四十三条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、 供を行わなければならない。 める観点から、次に掲げる事項に留意しながら指定介護予防通所リハビリテーションの 介護予防の効果を最大限に高

なサービスの提供に努めること。 ビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、 介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、 えつつ、効率的かつ柔軟、指定介護予防通所リハ

の適切なものを提供すること。 上に係るサー 運動器の機能の向上に係るサービス、 ・ビスの提供に当たっては、 栄養の改善に係るサービス又は口腔 文献等において有効性が確認されていること等 の機能 の向

制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限の配慮をすること。 うサービス 利用者が高齢者であることに十分に配慮し、 の提供は行わないこととするとともに、 利用者に危険が伴うような強い負荷を伴 条例第百条の規定により安全管理体

第九章 介護予防短期入所生活介護

地域等との連携)

第四十四条 っては、 地域住民等との連携し、 指定介護予防短期入所生活介護事業者(ユニット型指定介護予防短期入所生活 以下同じ。 及び協力するなど、 は、指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当た 地域と交流に努めなければならない。

る諸記録を整備しておかなければならない。 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 従業者、 備品及び会計に関す

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介

なければならない 護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 当該各号に定める日 から二年間保存し

- 介護予防短期入所 生活介護計 画 当該介護予防短期入所生活介護計画 \mathcal{O} 計 画 間 \mathcal{O}
- の内容等の記録 条例第百十三条におい 前号に規定する終了日 て準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサー ビ ス
- 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 条例第百九条第二項に規定する身体拘束等の態様及び時間、 当該記録に係る対応を終了 その際 した日 0 利用 者
- 条例第百十三条において準用する条例第二十三条第二項に規定する苦情の内容等の 当該記録に係る対応を終了した日 記
- 故に際して講じた措置の記録 条例第百十三条において準用する条例第二十四条第二項に規定する事故の状況及び事 当該記録に係る対応を終了 した日
- 六 係る対応を終了した日 次条において準用する第十三条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録

(準用)

第四十六条 第五条、 ₽ 問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、 この場合において、第十六条中「条例第十九条」とあるのは「条例第百十一条」と、 まで、第二十二条、第三十四条及び第三十五条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護 の事業(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を除く。)について準用する。 護予防通所介護従業者」とあるのは のとする。 第六条、第八条、 第十一条から第十三条まで、第十六条から第十九 「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替える 第三十四条第三項中「

(介護予防を効果的に行うための食事)

- 第四十七条 し好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 栄養並びに利用者の心身の状況及び
- とることを支援しなければならない。 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 利用者が可能な限り離床し て、 食堂で食事を

(介護予防を効果的に行うための健康管理)

第四十八条 介護事業所を除く。 健康保持のための適切な措置を講じなければならない。 指定介護予防短期入所生活介護事業所)の医師及び看護職員は、 常に利用者の (ユニット型指定介護予防短期 健康の状況に注意するととも 、所生活

(介護予防を効果的に行うための相談及び援助)

四十九条 いる環境等の的確な把握に努め、 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 対する必要な助言その他の支援を行わなければ 利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに 常に利用者の心身の状況、 ならない 置かれ

(介護予防を効果的に行うためのその他のサービスの提供)

- か、 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 教養又は娯楽に供する設備等
- ければならない 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努め
- (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に関する勤務体制 の確保等)
- 第五 予防短期入所生活介護事業所ごとに、 ット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよう、 十一条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 従業者の勤務の体制を定めておかなければならない 利用者に対し適切なユニ ユニット型指定介護
- に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者
- (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に関する準用)
- 第五十二条 第四十四条、第四十五条及び第四十六条(第三十四条の準用に係る部分を除 条中「条例第百十一条」とあるのは「条例第百二十三条」と読み替えるものとする。 項第六号中「次条」とあるのは「第五十二条において準用する第四十六条」と、第四十六 条第二項」とあるのは「条例第百二十六条において準用する条例第百九条第二項」と、同 は「条例第百二十六条において準用する条例第百十三条」と、同項第三号中「条例第百九 合において、)の規定は、 第四十五条第二項第二号、 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。 第四号及び第五号中「条例第百十三条」とある この場
- (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の介護予防を効果的に行うための食事)
- 第五十三条 の状況及びし好を考慮した食事を提供しなければならない。 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 栄養並びに利用者の心身
- な方法により、 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 食事の自立について必要な支援を行わなければならない 利用者の心身の状況に応じて、
- 3 な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して 食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 利用者の生活習慣を尊重した適切
- なければならない。 くことができるよう、 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 利用者の意思を尊重しつつ、 共同生活室で食事をとることを支援し 利用者が、相互に社会的関係を築
- るその他のサービスの提供) (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の介護予防を効果的に行うための事業に関す
- 第五十四条 動を支援しなければならない 教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 利用 者が自律的に行うこれらの 利用者のし好に応じた趣
- よう努めなければならない。 ユニッ ト型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 常に利用者の家族との連携を図る

- 援についての準用) (ユニ ット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に関する介護予防のための効果的な支
- 第五 護の事業について準用する。 十五条 第四十八条及び第四十九条の規定は、 ユニット型指定介護予防短期入所生活介
- (基準該当介護予防短期入所生活介護の事業に関する指定介護予防通所介護事業所等との
- 第五十六条 の連携及び支援の体制を整えなければならない。 介護の提供に際 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、 常に条例第百三十条に規定する指定介護予防通所介護事業所等との 基準該当介護予防短期入所生活

(基準該当介護予防短期入所生活介護の事業に関する準用)

第五十七条 あるのは 二十二条、 とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。 百九条第二項」とあるのは「条例第百三十五条において準用する条例第百九条第二項」と、 第五号中 護予防短期入所生活介護従業者」と、第三十四条第三項中「介護予防通所介護従業者」と 例第百三十五条において準用する条例第百十一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介 規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」 において、 条までの規定は、 「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第十六条中「条例第十九条」とあるのは 項第六号中「次条」とあるのは 第十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは 「条例第百十三条」とあるのは「条例第百三十五条」と、 「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第四十五条第二項第二号、第四号及び 第三十四条、第三十五条、第四十四条、第四十五条及び第四十七条から第五十 第十一条中「内容、 第五条、第六条、第十一条から第十三条まで、 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合 当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の 「第五十七条」と、 第四十八条中 第十六条から第十九条まで、 同項第三号中「条例第 「医師及び看護職員」 ~条

第十章 介護予防短期入所療養介護

- 第五十八条 介護事業者を除く。 しておかなければならない。 指定介護予防短期入所療養介護事業者(ユニット型指定介護予防短期入所療養 以下同じ。) は、 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸記録を整備
- ばならない 護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 当該各号に定める日から二年間保存しなけれ 利用者に対する指定介護予防短期入所療養介
- 介護予防短期入所療養介護計画 当該介護予防短期入所療養介護計画 \mathcal{O} 計 画 間 \mathcal{O}
- ス 条例第百四十四条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサ の内容等の記録 前号に規定する終了日 ピ

- 身の状況並びに緊急やむを得ない理由 条例第百四十一条第二項に規定する身体拘束等の態様及び時 の記録 当該記録に係る対応を終了した日 間 その の利用 者 \mathcal{O} 心
- 条例第百四十四条において準用する条例第二十三条第二項に規定する苦情の内容等の 当該記録に係る対応を終了した日
- 事故に際して講じた措置の記録 条例第百四十四条において準用する条例第二十四条第二項に規定する事故 当該記録に係る対応を終了した日 の状況及び
- 係る対応を終了した日 次条において準用する第十三条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に

(準用)

第五十九条 者」と読み替えるものとする。 十二条」と、「訪問介護員等」とあるのは 期入所療養介護の事業(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を除く。)につ 第十九条、第二十二条、 十四条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは いて準用する。この場合において、第十六条中「条例第十九条」とあるのは「条例第百四 第五条、 第六条、第八条、 第三十四条、 第四十条及び第四十四条の規定は、指定介護予防短 第十一条から第十三条まで、第十六条、 「介護予防短期入所療養介護従業者」と、 「介護予防短期入所療養介護従業

(介護予防を効果的に行うための食事)

- 第六十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況、 及びし好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。
- る限り離床して食堂で食事を行うよう努めなければならない。 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の自立の支援に配慮し、 利用者が でき

(介護予防を効果的に行うためのその他のサービスの提供)

- 第六十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 ン行事を行うよう努めるものとする。 適宜利用者のための クリ シ 彐
- け 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 ればならない 常に利用者の家族との連携を図るよう努め
- (ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に関する勤務体制の確保等)
- 第六十二条 予防短期入所療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ット型指定介護予防短期入所療養介護を提供することができるよう、 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニ ユ ニット型指定介護
- (ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に関する準用)

に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、

介護予防短期入所療養介護従業者

第五十八条第二項第二号、 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。 第五十八条及び第五十九条(第三十四条の準用に係る部分を除く。 第四号及び第五号中 「条例第百四十四条」とあるのは この場合において、 \mathcal{O} 規定は、

条中「条例第百四十二条」とあるのは「条例第百五十四条」と読み替えるものとする。 項第六号中「次条」とあるのは「第六十三条において準用する第五十九条」と、第五十九 二項」とあるのは「条例第百五十七条において準用する条例第百四十一条第二項」と、 百五十七条において準用する条例第百四十四条」と、同項第三号中「条例第百四十一条第

る食事) (ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の介護予防を効果的に行うための事業に関す

- 第六十四条 の状況及びし好を考慮した食事を提供しなければならない ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 栄養並びに利用者の心身
- 切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 利用者の心身の状況に応じて、 滴
- 3 食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 利用者の生活習慣を尊重した適切
- なければならない。 くことができるよう、利用者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事をとることを支援し ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 利用者が、 相互に社会的関係を築
- のその他のサービスの提供) (ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に関する介護予防を効果的に行うため
- 第六十五条 活動を支援しなければならない。 教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 利用者が自律的に行うこれらの 利用者のし好に応じた趣
- よう努めなければならない。 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、 常に利用者の家族との連携を図る

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

(従業者)

第六十六条 数とする。 条例第百六十二条第一項第二号イの規則で定める員数は、 次に掲げる数の合計

- えて得た数 二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一を加 る省令(平成十一年厚生省令第五十八号。 利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関す 以下「認定省令」という。)第二条第一項第
- 数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数 利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の
- 条例第百六十二条第三項第二号イの規則で定める数は、 び居宅サー 利用者のうち認定省令第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及 ビスの利用者 (条例第百六十二条第三項第一号に規定する居宅サービスの利 次に掲げる数の合計数とする。

用者をいう。 以下この条において同じ。 の数が三又はその端数を増すごとに一を加え

数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数 利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

- 第六十七条 件であることを当該利用者に説明し、 除く。以下同じ。)は、 施設入居者生活介護事業者 料老人ホームにおいて指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定 スとして提供する場合は、 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サ 利用者の同意が当該法定代理受領サービスを提供するための条 (外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を 当該利用者の意思を確認しなければならない。 ピ
- にあっては、 項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合 び当該利用者の氏名等が記載された書類を作成し、 を法定代理受領サービスとして提供する場合は、 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護 当該国民健康保険団体連合会)に提出しなければならない。 前項に規定する利用者の同意を得た旨及 当該書類を市町村 (法第四十一条第十

(サービスの提供の記録)

第六十八条 の日を、 定施設の名称を、 生活介護の提供の開始に際しては当該開始の日及び利用者が入居している指定介護予防特 当該利用者の被保険者証に記載しなければならない。 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の終了に際しては当該終了 指定介護予防特定施設入居者

(勤務体制の確保等)

- 第六十九条 護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、 勤務の体制を定めておかなければならない。 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 利用者に対 適切 従業者の な指定介
- できる場合は、この限りでない。 定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことが って指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業者に 当該指
- 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 なければならない .特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる 当該事業者の業務の実施状況に ついて定期的に確認 前項ただし書の規定により指定介護予 当該 確認の結果等を記録
- 資質の 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 のための研修の機会を確保しなければならない 介護予防特定施設従業者に対し、 その

(地域との連携等)

- 第七十条 に努めなければならない。 活介護の事業の運営に当たっては、 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 地域住民と連携し、 及び協力するなど、 指定介護予防特定施設入居者生 地域との交流
- めなければなら 者からの苦情に関して市町村が行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努 事業の運営に当たっては、 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護 ない。 提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関 する利用

(記録の整備)

- 第七十一条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 に関する諸記録を整備しておかなければならない。 従業者、 備品及び会計
- 二年間保存しなければならない。 入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 利用者に対する指定介護予防特定施設 当該各号に定める日から
- 介護予防特定施設サー -ビス計 画 当該介護予防特定施設サ F こス計 画 0 計 画期 間 \mathcal{O}
- する終了日 条例第百六十七条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定
- 身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 条例第百六十九条第二項に規定する身体拘束等の態様及び時 当該記録に係る対応を終了した日 間 その際 の利用 者 の心
- 記録 当該記録に係る対応を終了した日 条例第百七十二条において準用する条例第二十三条第二項に規定する苦情の 内 容等の
- Ŧī. 事故に際して講じた措置の記録 条例第百七十二条において準用する条例第二十四条第二項に規定する事故の状況及び 当該記録に係る対応を終了した日
- に係る契約の終了日 第六十七条第二項に規定する書類 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供
- 七 第六十九条第三項に規定する結果等の記録 同項の規定による確認をした日
- 係る対応を終了した日 次条において準用する第十三条の規定による市町 村 への通知に係る記録 当該 記録

(準用)

第七十二条 三十五条の規定は、 あるのは 定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を除く。)について準用する。 第十六条中「条例第十九条」とあるのは「条例第百七十条」と、 「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。 第五条、 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業(外部サービス利用型指 第十三条、第十六条から第十九条まで、 「訪問介護員等」と 第二十二条及び第 この場合におい

(介護予防を効果的に行うための健康管理)

七十三条 指定介護予防特定施設 (外部サー ビス利用型指定介護予防特定施設入居者生活

介護を提供するものを除く。 利用者の健康保持のための適切な措置を講じなければならな)の看護職員は、 常に利用者の健康の状況に注意するととも

(介護予防を効果的に行うための相談及び援助)

第七十四条 ともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。 かれている環境等の的確な把握に努め、 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の 利用者又はその家族からの相談に適切に応じると 心身の状

(介護予防を効果的に行うための利用者の家族との連携等)

- 第七十六条 第七十五条 ばならない。 設備、備品、 図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない (外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に関する記録の整備) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 会計及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなけれ 常に利用者の家族との
- 記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。 サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 利用者に対する外
- 了日 介護予防特定施設サービス計画 当該介護予防特定施設サービス計画の 計 画 期 間 \mathcal{O}
- 条例第百八十四条第八項に規定する結果等の記録 同項の規定による確認をした日
- 係る記録 条例第百八十六条第二項の規定により受託介護予防サー 当該報告の内容の確認日 F. ス事業者から受け た報告に
- 几 条例第百八十五条において準用する条例第二十三条第二項に規定する苦情の内容等の 当該記録に係る対応を終了した日
- 五. 事故に際して講じた措置の記録 条例第百八十五条において準用する条例第二十四条第二項に規定する事故の状況及び 当該記録に係る対応を終了した日
- 条例第百 八十五条において準用する条例第百六十七条に規定する提供した具体的 なサ
- ービスの内容等の記録 第一号に規定する終了日
- 七 態様及び時間、 記録に係る対応を終了した日 条例第百八十五条において準用する条例第百六十九条第二項に規定する身体拘束等の その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 係る対応を終了した日 次条において準用する第十三条の規定による市町村への通知に係る記 録 当該記録に
- 定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に係る契約の終了 次条において準用する第六十七条第二項に規定する書類 Ė 当該外部サ F, ス 利 用
- 次条において準用する第六十九条第三項に規定する結果等の 記録 同 項の 規定による

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に関する準用

に」と読み替えるものとする。 同条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」 利用型介護予防特定施設従業者」と、第十七条中「指定介護予防訪問介護事業所」とある 施設入居者生活介護の事業について準用する。 のは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第六十九条第一項中 九条」とあるのは「条例第百八十三条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス 十五条及び第六十七条から第七十条までの規定は、外部サー 「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、 同条第三項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービス 第五条、第十二条、 第十三条、第十六条から第十九条まで、第二十二条、 この場合において、第十六条中「条例第十 ビス利用型指定介護予防特定

めの効果的な支援の方法についての準用) (外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に関する介護予防のた

第七十八条 設入居者生活介護の事業について準用する。 第七十四条及び第七十五条の規定は、 外部サ ビス利用型指定介護予防特定施

第十二章 介護予防福祉用具貸与

(福祉用具の保管又は消毒の委託等)

- 第七十九条 事業者に委託等する方法とする。 則で定める方法は、次に掲げる基準を満たす方法により、 条例第百九十一条第一項(条例第二百条において準用する場合を含む。) 福祉用具の保管又は消毒を他の 0) 規
- 適切な方法により行われることを担保すること。 の保管又は消毒を他の事業者に委託等する契約の内容において、 福祉用具(条例第百八十八条に規定する福祉用具をいう。以下この章において同じ。 当該保管又は消毒が
- 二 福祉用具の保管又は消毒を行わせる他の事業者の業務の実施状況を定期的 当該確認の結果等を記録すること。

(適切な研修の機会の確保)

八十条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、 上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない 福祉用具専門相談員に対し、 その資質の 向

南生管理等)

- 第八十一条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態に 必要な管理を行わなければならない。 つい
- 七十九条に規定する方法により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合には 用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。 の限りでない。 切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、 回収した福祉用具を、 その種類、材質等からみて 既に消毒が行われた福祉 ただし、

3 に こついて、 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、 衛生的な管理に努めなければならない 指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備及び備品

(重要事項の掲示及び目録の備え付け)

- 第八十二条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の 者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 すい場所に、 条例第百九十三条に規定する重要事項に関する規程の概要その 他の 利用申込
- 品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなけ 予防福祉用具貸与事業所に、 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の取り扱う福祉用具の 利用者の福祉用具の選択に資するため、 指定介護 n ばなら

(記録の整備)

- 第八十三条 記録を整備しておかなければならない。 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸
- ならない。 に関する次の各号に掲げる記録を整備 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、 し、当該各号に定める日から二年間保存しなけ 利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の れば
- 介護予防福祉用具貸与計 画 当該介護予防福祉用具貸与計画の計 画 開間の終
- スの内容等の記録 条例第百九十五条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサ 前号に規定する終了日 ピ
- 記録 当該記録に係る対応を終了した日 条例第百九十五条において準用する条例第二十三条第二項に規定する苦情 0 内容等の
- 事故に際して講じた措置の記録 条例第百九十五条において準用する条例第二十四条第二項に規定する事故の状況及び 当該記録に係る対応を終了 した日
- 第七十九条第二号に規定する結果等の記録 同号の規定による確認をした日
- 係る対応を終了した日 次条において準用する第十三条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に

(準用)

中「提供日及び内容」とあるのは とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは 相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、 この場合において、第七条第二項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの 八十四条 十四条第一項及び第二項の規定は、 「内容」とあるのは「種目、 「サービスの利用」と読み替えるものとする 第五条から第十三条まで、 「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第 指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。 第十七条から第十九条まで、 品名」と、 第三十四条第二項ただし書中 第十条中「訪問介護員等」 「利用者」と、第十一条 第二十二条並 「処遇」と びに第三

(基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に関する準用

第八十五条 五条において準用する第七十九条第二号」と、 とあるのは「条例第二百条」と、同項第五号中「第七十九条第二号」とあるのは ビスの利用」と、 準該当介護予防福祉用具貸与」と、第三十四条第二項但し書中「処遇」とあるのは「サー 第十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基 護予防サービス費の額」とあるのは 予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介 問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十一条中「提供日及び内容、 らの者に適切な助言」と、 該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第七条第二項中 「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これ 条」と読み替えるものとする。 第五条から第七条まで、第九条から第十三条まで、 第三十四条第一項及び第二項、第八十条から第八十三条までの規定は、 第八十三条第二項第二号から第四号までの規定中「条例第百九十五条」 第十条中 「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、 「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、 同項第六号中「次条」とあるのは 第十七条から第十九条まで 当該指定介護 「第八十

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

(保険給付の申請に必要となる書類等の交付)

- を利用者に交付しなければならない。 る販売費用の額 八十六条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、 (以下「販売費の額」という。)の支払を受けた場合は、次に掲げる書面 指定特定介護予防福祉用具販売に係
- 種目及び品目の名称、 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称、販売した特定介護予防福祉 販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 用具の
- 領収書
- を記載した書面 当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉 用 具 0

- る諸記録を整備しておかなければならない。 八十七条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、 従業者、 設備、 備品及び会計に 関す
- なければならない。 売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、 利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販 当該各号に定める日 から二年間保存し
- 特定介護予防福祉用具販売計 画 当該特定介護予防福祉用具販売計 画 \mathcal{O} 計 |画期間 \mathcal{O}
- 条例第二百五条に規定する提供した具体的なサ E スの 内容等の 記 録 前号
- 条例第二百七条において準用する条例第二十三条第二項に規定する苦情の内容等の 当該記録に係る対応を終了した日 記

兀 故に際して講じた措置の記録 条例第二百七条において準用する条例第二十四条第二項に規定する事故の状況及び事 当該記録に係る対応を終了した日

係る対応を終了した日 次条において準用する第十三条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に

(準用

第八十八条 第五条から第七条まで、第九条、 」とあるのは「サービスの利用」と、第八十条及び第八十二条第二項中「福祉用具」とあ 定は、 とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。 は「条例第二百七条において準用する条例第百九十三条」と、 るのは「特定介護予防福祉用具」と、第八十二条第一項中「条例第百九十三条」とあるの 条第二項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとと 第十九条まで、第二十二条、第三十四条第一項及び第二項、第八十条及び第八十二条の規 もに、これらの者に適切な助言」と、第十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、 「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十四条第二項ただし書中「処遇 指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、 第十条、第十三条、第十五条、第十七条から 同条第二項中 と読み替えるものとする。 「福祉用具」

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。